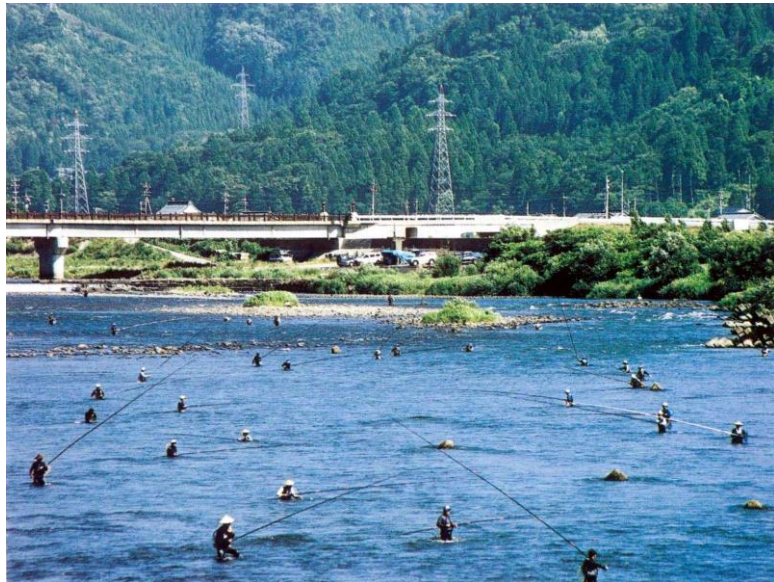


九頭竜川水系 中流部ブロック
河川整備計画 [変更] (原案)



平成 21 年 11 月

福 井 県

河川整備計画とは

河川整備計画は、河川整備基本方針に従って計画的に実施すべき具体的な河川工事及び河川の維持について定めるものであり、計画策定後 20～30 年間の河川整備の基本となるものです。

計画策定後は、災害の発生状況や流域の開発計画等といった流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更します。計画変更にあたっては、策定時と同様の手続きを経ることを基本としますが、変更内容が軽微なものについては、適宜簡略化を図ります。

表紙写真：九頭竜川（永平寺町北島付近）

九頭竜川水系 中流部ブロック 河川整備計画

目 次

1 . 九頭竜川水系の概要	1
1.1 九頭竜川水系の特性	1
1.2 九頭竜川水系のブロック分割	2
2 . 中流部ブロックの概要	3
2.1 流域および河川の概要	3
2.2 治水事業の沿革	6
3 . 中流部ブロックの現状と課題	9
3.1 治水の現状と課題	9
3.1.1 流下能力	9
3.1.2 河川管理施設	9
3.1.3 流域治水	9
3.1.4 危機管理	10
3.2 利水の現状と課題	10
3.2.1 水利権	10
3.2.2 取水による河川への影響	11
3.3 河川環境の現状と課題	11
3.3.1 水質	11
3.3.2 河川環境	12
3.3.3 河川空間の利用	13
4 . 河川整備計画の目標に関する事項	14
4.1 河川整備計画の対象区間	14
4.2 河川整備計画の対象期間	14
4.3 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	14
4.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	15
4.5 河川環境の整備と保全に関する目標	15

5 . 河川整備の実施に関する事項	16
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	16
(1) 九頭竜川	17
(2) 南河内川	21
(3) 河内川	23
(4) 大蓮寺川	25
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	28
5.2.1 河川の維持の目的	28
5.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所	28
5.2.2.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する維持管理	28
5.2.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する維持管理	29
5.2.2.3 河川環境の整備と保全に関する維持管理	29
5.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項	31
5.3.1 地域住民との協働	31
5.3.2 他機関、他施策との連携等	31

1. 九頭竜川水系の概要

1.1 九頭竜川水系の特性

中流部ブロックが存する九頭竜川水系は、その源を福井、岐阜の県境油坂峠（標高 717 m）に発し、北西に流れ、石徹白川、打波川等を合わせ、さらに真名川等を合わせ、勝山市を経て、福井平野に出て日野川を合わせ北流し、坂井市において日本海に注ぐ、幹線流路延長 116km、流域面積 2,930km²の一級水系で、149 の法河川から成り立っています。

その流域は、福井、岐阜両県にまたがり、福井市をはじめとする 8 市 4 町からなり、福井県北部における社会、経済、文化の基盤となっています。流域内人口は約 67 万人であり、福井県人口の約 80% を占めています。流域全体の約 40% にあたる約 27 万人が福井市に集中し、次いで日野川流域の越前市・鯖江市に約 15 万人、下流部のあわら市・坂井市に約 12 万人が居住しています。

流域の形状は、加越山地、越美山地、越前中央山地、丹生山地に東・西・南の三方を囲まれ、北方に河口が開けています。流域は、九頭竜川本川、日野川、足羽川流域の 3 つに区分され、九頭竜川本川流域は全流域の中央部および東部を占め、日野川流域は西部と南部、足羽川流域はその中間部を流域としています。

九頭竜川流域の福井平野や武生盆地といった肥沃な沖積平野は、農業を中心に発展してきた豊かな水田地帯であり、「コシヒカリ」などの産地となっています。

工業では、繊維工業が最も盛んであり、化繊織物や絹織物の生産高は全国の 1, 2 位を維持しています。また、鯖江・越前市では眼鏡産業が、坂井市・あわら市では一般機械・電気機械・化学・製紙業が盛んです。

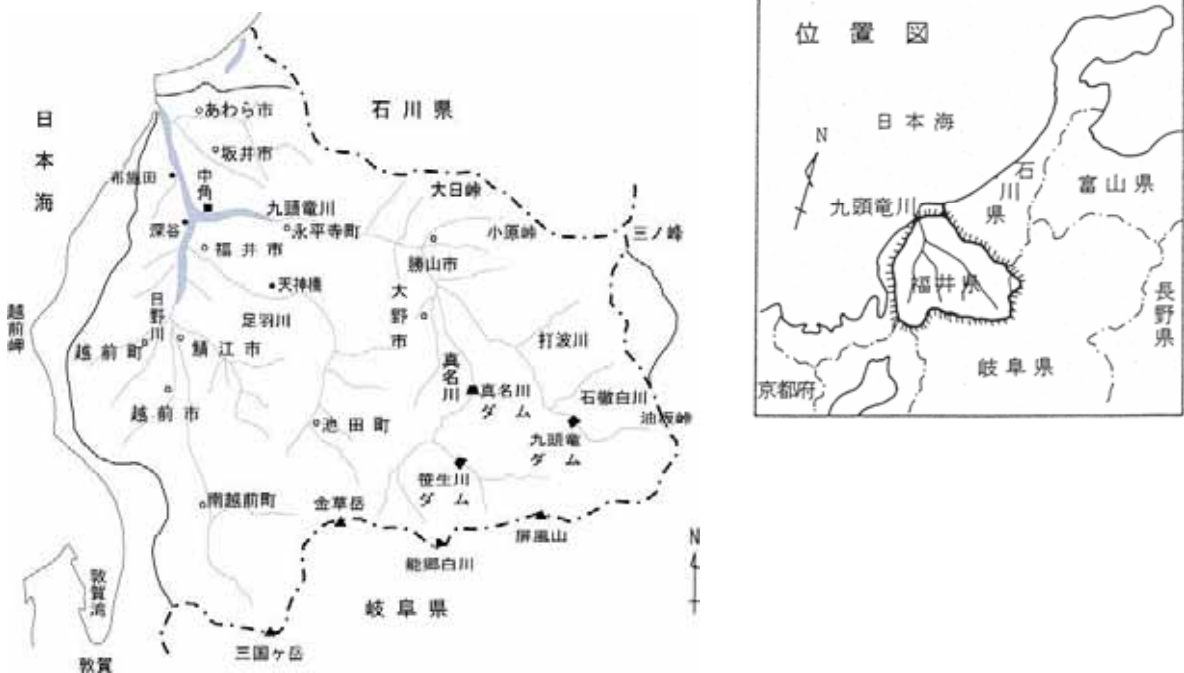


図 1.1 九頭竜川水系概要図

1.2 九頭竜川水系のブロック分割

河川整備計画を策定するにあたり、九頭竜川水系を概ね地勢的なまとまりで、図 1.2 のとおり5ブロックに分割します。

九頭竜川本川の河口から永平寺川合流点までの間の支川で構成される「下流部ブロック」、九頭竜川本川の永平寺川合流点から真名川合流点までの間の本支川で構成される「中流部ブロック」、九頭竜川本川の真名川合流点から上流域の本支川で構成される「上流部ブロック」、日野川を中心とした本支川で構成される「日野川ブロック」、足羽川を中心とした本支川で構成される「足羽川ブロック」です。

なお、国管理区間である九頭竜川の河口から鳴鹿大堰までの区間、日野川の江端川合流点までの区間、および九頭竜ダム、真名川ダム、足羽川ダムの計画区間については、県管理区間の計画から除外しますが、国管理区間の計画と整合をとった河川整備計画を策定します。



図 1.2 九頭竜川水系のブロック分割

2. 中流部ブロックの概要

2.1 流域および河川の概要

中流部ブロックは、図 1.2 に示す範囲であり、勝山市と永平寺町の一部(旧永平寺町、旧上志比村)の2市町から構成されています。本ブロックの面積は約 329 km²(県土面積の約 8%、九頭竜川水系の約 11%) です。

(地形・地質)

本ブロックは、北部の加越山地と南部の越前中央山地に挟まれ、河岸段丘が発達しています。

広い谷底平野の両山麓部には飛騨変成岩類が露出し、それを被って中新世前期の安山岩質溶岩および同質凝灰角礫岩が厚く分布しています。

河岸段丘に挟まれた平地には、1/140 ~ 1/220 の急な河床勾配を持つ九頭竜川が流下しています。また、九頭竜川の支川は、本川にほぼ直角に直線的に合流しており、勾配も約 1/100 と急です。

(気候)

本ブロックの気候は、日本海側気候を示し、冬期には降雪量が多く、年間の降水量は 2,600 ~ 2,800mm と全国平均の約 1,700 mm に比べるとかなり多くなっています。

近年は降雪量の減少傾向が見られます。

(植生)

主な植生としては、ブナ ミズナラ群落、クリ ミズナラ群落、コナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林が大半を占めています。

特定植物群落としては、経ヶ岳のブナ林、平泉寺のスギ林、六呂師のハクウンラン生育地があります。

(土地利用)

本ブロックの土地利用は、森林が約 80%、農用地が約 9%、宅地が約 3% となっています。近年の大きな開発としては、法恩寺山リゾート開発があげられます。



九頭竜川(勝山市街地付近)



九頭竜川(旧永平寺町～旧上志比村付近)

（人口）

本ブロックの人口は、平成 12 年度で約 4 万人（県土面積の約 8%に県人口の約 5%が居住）となっていますが、近年は減少傾向にあります。福井市方面を主とした通勤通学者が多くいます。

（産業）

本ブロックの産業としては、古くから盛んな農林業、繊維産業を中心とした商工業がありますが、近年各種サービス産業が発展してきています。農業においては、米作を中心に、勝山の里芋・水菜、旧上志比村のニンニクといった農産物の生産地としても広く知られていません。

ブロック内の自然・歴史的遺産を活かした観光も主要な産業の一つであり、冬期のスキーや永平寺等の観光地には、年間約 300 万人の観光客が訪れています。

（歴史・文化・自然）

本ブロックには、養老年間（717～724）に創建されたと伝えられる白山平泉寺、曹洞宗大本山永平寺、曹洞宗発祥の古寺である吉峰寺などが残っています。

また、九頭竜川には多くの渡場があったとされており、勝山市の「筥(はこ)の渡」、「小舟渡」、永平寺町の「鳴鹿渡」などの石碑が残っています。

ブロック内には、白山国立公園、奥越高原県立自然公園などがあり、四季折々の自然を楽しむことができます。

（交通）

主要交通は、一般国道 157 号、416 号等が九頭竜川沿いに走り、えちぜん鉄道が勝山市と福井市街地を結んでいます。また、九頭竜川左岸沿いには、高速交通ネットワークとして、中部縦貫自動車道の建設が進んでいます。

（河川）

本ブロックの県管理河川は、全部で 23 河川あります。

主な河川として、ブロックの中央を流れる九頭竜川の他、永平寺川、南河内川、皿川、鹿谷川、滝波川、浄土寺川などの支川があります。（図 2.1 参照）

永平寺川は、永平寺町の南部を流れ、上流には治水と利水を目的とした永平寺ダムがあります。

南河内川は、支川の河内川を合流し、旧上志比村の中心部を流れます。

皿川は、日谷川、野津又川等の支川を合流し、勝山市荒土町を流れます。

鹿谷川は、勝山市南部の鹿谷町を流れます。

滝波川は、勝山市北部の北谷町、野向町、村岡町等を流れ、上流には発電を目的とした小原ダムがあります。

浄土寺川、大蓮寺川、淀川は、勝山市の中心市街地を流れます。

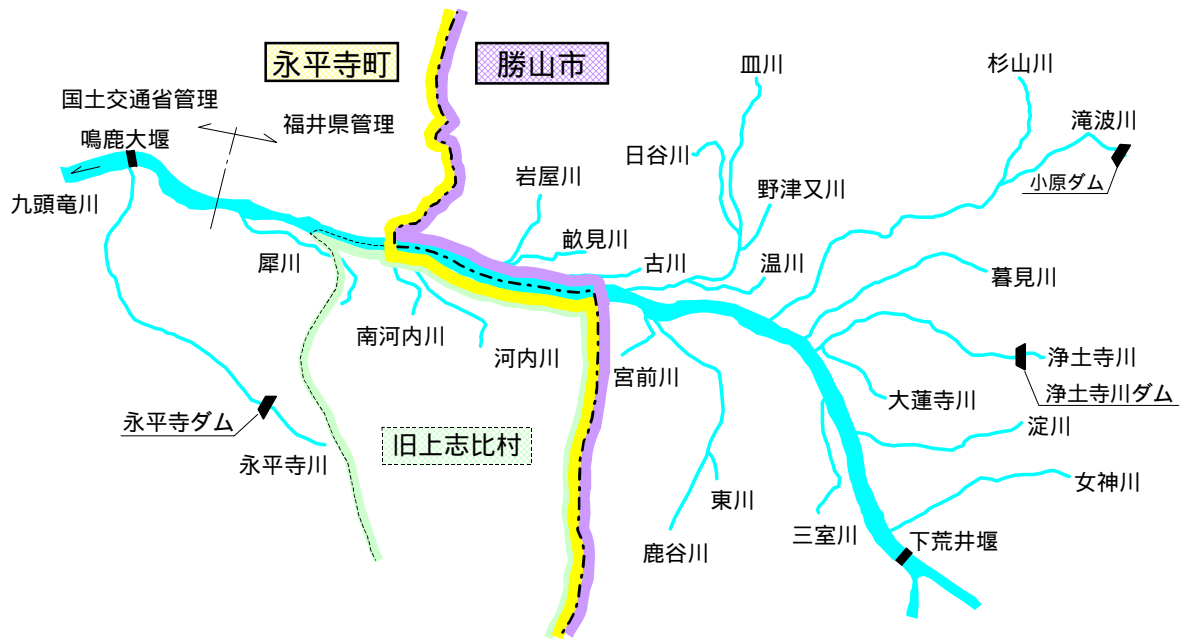


図 2.1 河川図

2.2 治水事業の沿革

(1) 過去の主な洪水

本ブロックでは、戦後昭和28年9月の台風13号、同34年9月の伊勢湾台風、同36年9月の第二室戸台風、同40年9月の奥越豪雨、同56年7月の梅雨前線による洪水等により、勝山市、旧上志比村、旧永平寺町のいたる所で堤防が決壊するなど、特に大きな被害を受けました。本ブロックの主な浸水被害を表2.1に示します。

表2.1 中流部ブロックにおける主な浸水被害

生起年	浸水面積 (ha)		浸水家屋 (棟)	一般資産・ 営業停止 損失(千円)	農作物 被害額 (千円)	浸水被害が 発生した河川
	宅地	農地				
昭和28年	死者・不明15人、流失・損壊家屋1,252戸、浸水家屋17,838戸					九頭竜川等
昭和34年	死者・不明36人、流失・損壊家屋153戸、浸水家屋19,437戸					九頭竜川等
昭和36年	789		1,297	180,976	63,178	九頭竜川、永平寺川
昭和38年		20			546	九頭竜川
昭和40年	51	266	1,436	128,987	14,148	浄土寺川、淀川
昭和44年	46	0	144	23,475	0	浄土寺川
昭和45年	0	2	30	3670	98	大蓮寺川、淀川
昭和47年	1	2	2	496	278	犀川
昭和56年	14	123	201	401,932	28,490	永平寺川、犀川、河内川、 日谷川、鹿谷川、浄土寺川、 大蓮寺川
昭和58年	1	6	25	11,012	200	永平寺川、河内川
昭和62年	0	0	29	665,509	0	鹿谷川、大蓮寺川、淀川
平成元年	2	5	47	32,568	0	永平寺川、河内川
平成7年	1	2	16	12,000	0	永平寺川、河内川
平成9年	0	0	4	52,985	0	大蓮寺川
平成10年	19	38	284	1,063,325	1,232	永平寺川、犀川、河内川、 日谷川、野津又川、鹿谷川、 滝波川、浄土寺川、大蓮寺 川、淀川、女神川

出典：昭和28、34年 九頭竜川流域誌、福井県土木史 昭和36年～平成16年 水害統計

S28、34の被害は全県合計値



九頭竜川流域（旧上志比村付近）
昭和36年9月 第二室戸台風



九頭竜川流域（勝山市遅羽町千代田付近）
昭和40年9月 奥越豪雨



九頭竜川流域（勝山市遅羽町比島付近）
昭和40年9月 奥越豪雨

近年では、平成10年8月7日および14日に、永平寺川、犀川、河内川、日谷川、浄土寺川、大蓮寺川、淀川等において溢水が生じ、流域内の約280戸が浸水被害を受け、国道等が通行不能になりました。



河内川流域（永平寺町山王付近）
昭和56年7月3日 出水



河内川流域（永平寺町山王付近）
平成10年8月14日 出水



浄土寺川流域（勝山市郡町1丁目付近）
平成10年8月7日 出水



大蓮寺川流域（勝山市栄町2丁目付近）
平成10年8月7日 出水

(2) 河川改修の経緯

九頭竜川本川については、昭和 23 年から 40 年にかけて相次いで発生した洪水被害を契機として、堤防が整備されるとともに、上流部には九頭竜ダムと真名川ダムが建設されました。

支川については、昭和 40 年および 56 年の洪水被害を契機として改修が行われ、永平寺川では平成 13 年に永平寺ダムが建設され、浄土寺川では平成 20 年に浄土寺川ダムが建設されました。

本ブロックの河川では、南河内川、河内川、大蓮寺川において、河川改修を進めています。



淀川（勝山市下毛屋）



永平寺川 永平寺ダム（永平寺町志比）

3. 中流部ブロックの現状と課題

3.1 治水の現状と課題

3.1.1 流下能力

九頭竜川中流部には、樹木が繁茂した砂州や川幅が狭い箇所があり、洪水疎通の阻害となっている恐れがあります。戦後最大規模の洪水である昭和36年9月洪水が発生した場合、河口から34km付近、40km付近(小舟渡橋付近)、44km付近において、洪水の水位が計画高水位を越える恐れがあります。越水・破堤した場合には甚大な被害が想定されるため、洪水時の水位を低下させるなどの対策が必要です。

支川では、南河内川、大蓮寺川等において、洪水の流下に対する安全度が1/30確率未満と低い区間があるため、家屋等の被害が想定される区間を重点にして、洪水を安全に流下させるなどの対策が必要です。



九頭竜川（小舟渡橋付近）

3.1.2 河川管理施設

堤防や護岸等の河川管理施設については、洪水時に正常な機能が発揮できるよう、常に良好な状態にしておくことが重要です。

堤防や護岸等については、決壊等の災害につながらないように、亀裂、ひび割れ、法面崩壊等が生じていないか、定期的な河川巡視や点検等の維持管理を行っています。

ダムについては、ゲート等の機械設備が洪水時に正常に機能するように、定期的な点検、操作、補修を行い、常に良好な状態に保っています。

3.1.3 流域治水

森林は土砂災害防止機能や水源涵養機能などを有しており、また、農用地についても地下水涵養機能や洪水緩和機能などを有していることから、これらの防災機能を維持することが、流域の治水対策として重要です。

林地開発などの流域開発に対しては、開発に伴う洪水被害を防止するため、開発事業者に対して、放流先である河川等の管理者が、調整地設置等の流出抑制策を講じるよう指導して

います。法恩寺山リゾート開発においても、防災調整池が設置されました。

3.1.4 危機管理

洪水等の被害を最小限に抑えるためには、災害時における住民の避難、水防活動等を迅速かつ円滑に行うための対策も重要です。

河川の水位・流量や流域内の降雨等の河川情報については、防災機関等と双方向で情報を交換するとともに、関係機関に提供しています。

また、本ブロックでは、勝山市消防団、吉田郡消防組合の約 440 名（平成 14 年 4 月 1 日現在）による水防団（消防団）が組織されており、非常時に迅速な対応ができるよう、定期的な水防訓練を実施しています。

昭和 40 年の奥越豪雨や昭和 56 年梅雨前線による出水時には、各地区の越水箇所において土嚢積みや復旧活動等の懸命な水防活動が行われました。平成 10 年 8 月の集中豪雨による出水に際しても、土嚢積みや住民の避難誘導などの水防活動が迅速に行われ、洪水による被害軽減につながりました。

3.2 利水の現状と課題

3.2.1 水利権

河川水の利用については、本整備計画の対象区間において許可水利権に基づいた適正な取水が行われています。しかし、慣行水利権については、取水量、取水期間等の利用実態が十分に把握できない状況にあります。

灌漑用水としての利用では、九頭竜川の小舟渡用水の他、支川も含めると 250 ヶ所において取水が行われており、この水により約 3,100ha の農地が潤っています。九頭竜川からの取水は、上流域のダムにより水源が確保されており、年間を通して安定した取水が可能となっています。

水道用水としての利用では、永平寺川と浄土寺川が水源とされています。昭和 53 年、60 年、平成 2 年、6 年の夏期には河川の流量が減少し、旧永平寺町および勝山市において水不足による断水や給水車による補給が行われるなどしましたが、その後、永平寺ダム、浄土寺川ダムの完成により水道用水の取水が安定化されました。



九頭竜川 小舟渡取水堰
(永平寺町藤巻付近)



九頭竜川 下荒井堰
(勝山市遅羽町下荒井)

水力発電のための利用では、5ヶ所の発電所によって総最大出力約76,000kwの電力供給が行われています。このうち支川では、女神川や滝波川の小原ダムにおいて発電用水の取水が行われています。

3.2.2 取水による河川への影響

市荒川発電所については、九頭竜川の下荒井堰において取水された河川水(最大80m³/s)が、導水路を経て約12km下流に戻されています。(図3.1参照)導水される区間の九頭竜川は流量が減少しており、地元から河川流量の増加に対する要望があります。

また、九頭竜川の上流域においては、九頭竜ダム、真名川ダム等により発電が行われており、出水後の発電放流による濁水が下流域にまで及んでいます。濁水の長期化は、藻の生育を妨げ、その藻を食すアユ等の生育不良の原因として指摘されています。

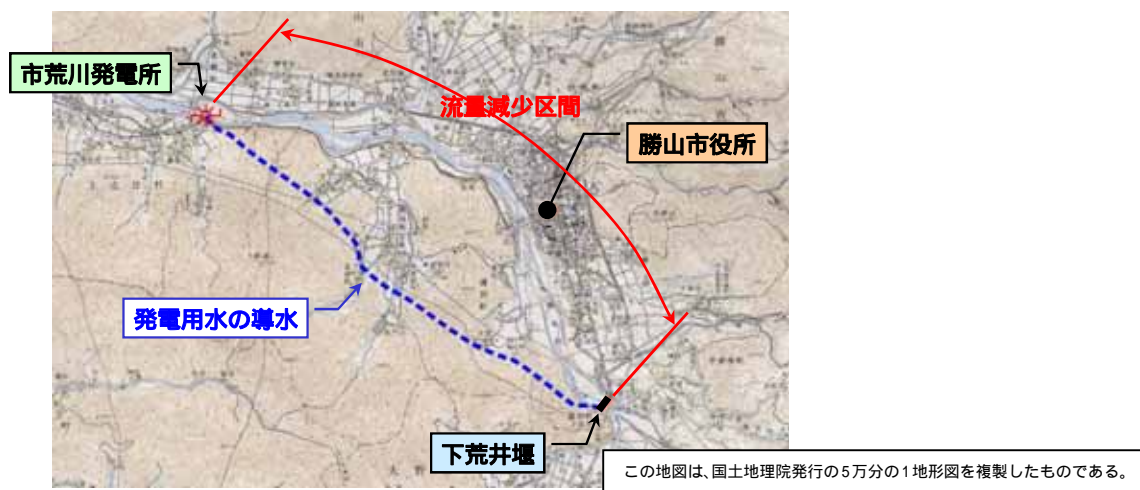


図 3.1 発電取水の導水経路図

3.3 河川環境の現状と課題

3.3.1 水質

九頭竜川の水質は、BOD75%値で見ると、九頭竜川の荒鹿橋地点及び同鳴鹿橋地点で概ね1.0mg/リットル以下を経年的に維持しており、環境基準値を満足しています。(図3.2参照)

支川で水質の観測を行っているのは、永平寺川と浄土寺川の2河川ですが、両河川とも良好な水質を維持しています。(図3.3参照)

水質の測定結果等は、「九頭竜川水系河川水質汚濁防止連絡協議会」等において、国・県・市等が情報を共有しています。

本ブロックの下水道整備については、勝山市で約70%、旧永平寺町で約92%の普及率があり、旧上志比村ではほぼ100%の整備が完了(平成13年3月末現在)しています。これら下水道の整備が、河川の良好な水質維持に寄与しているものと想定されます。

また、工場や通行車の事故による油流出等の水質事故に対しては、事故発生地点から下流の利水者への迅速な連絡並びに被害の拡大防止策を実施しています。

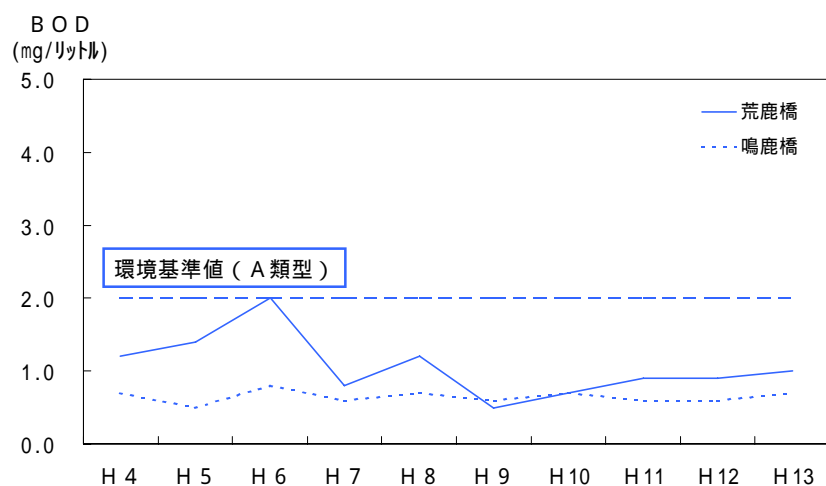


図 3.2 九頭竜川の水質 (B O D 75% 値) の推移

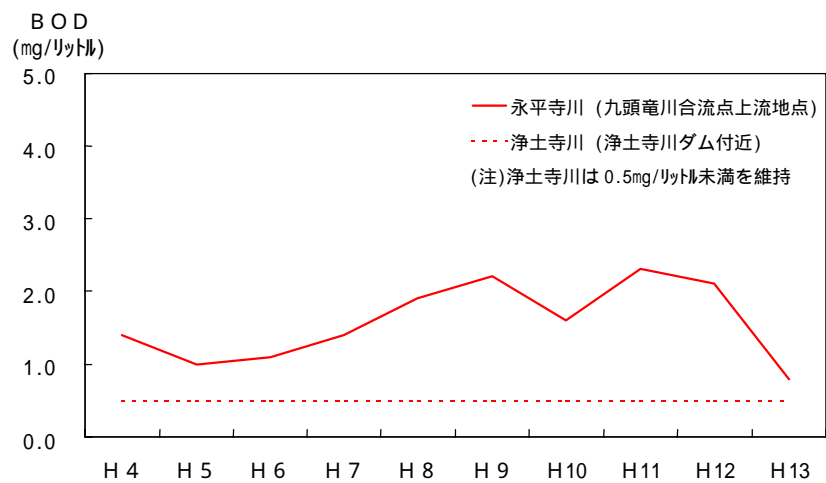


図 3.3 支川の水質 (B O D 75% 値) の推移

3.3.2 河川環境

植物については、カワラハハコ群落、オギ - ススキ群落、カワヤナギ群落等が九頭竜川で広く確認されています。支川では、ヨモギ、ツルヨシ等が確認されています。また、九頭竜川の舟渡橋付近等では、河道内の砂州が発達して固定され、砂州上の樹木が繁茂しているところがあります。



九頭竜川 中州の樹木 (永平寺町市荒川)

動物については、アユ、ウグイ、カマキリ（アラレガコ）等の魚類、サギ等の鳥類などが確認されています。サギ類は、河川敷のヤナギ林を集団営巣地としています。また、支川の浄土寺川では勝山市芳野町付近においてホタルの群生がみられます。

貴重な種としては、スナヤツメ、ウツセミカジカ、アジメドジョウ、アカザなどの魚類が、九頭竜川で確認されています。本ブロックの九頭竜川に生息するアラレガコについては、天然記念物として地域指定されています。

また、九頭竜川には、床固めなどの河川横断工作物が多数設置されています。この中には、魚類が移動可能なよう魚道が設置されたものもありますが、その機能が十分発揮されていないものも見られます。



九頭竜川 河川横断工作物（永平寺町北島）

3.3.3 河川空間の利用

内水面漁業による利用では、本ブロック全域において、アマゴ、イワナ、ヤマメ等の渓流魚やアユなどを対象とした漁業が営まれています。また、九頭竜川中流部には、京阪神・中京地区からの多くの釣り人が訪れ、2月から5月までの期間はサクラマスが、6月から10月頃までの期間は、鮎釣りが盛んに行われています。

高水敷は一部の区間で公園として整備されており、勝山左義長まつりなどの伝統行事やイベント等に利用されています。永平寺町谷口の高水敷では、大灯籠流しの会場にも利用可能なように、水辺に近づくことができる緩傾斜の護岸等が整備されています。

勝山市本町地先の九頭竜川右岸堤防沿いの弁天緑地は全国水辺環境100選に選ばれるなど、良好な景観を呈しているとともに、市民の憩いの場となっています。

一方で、支川においては、コンクリート護岸等の画一的な整備により、住民が水際に近づけない状態にあり、親水性の向上が必要な河川もあります。

また、河川敷地内におけるゴミの不法投棄については、河川巡視や住民の協力を得た清掃活動を実施しているものの、後を絶たない状況にあることから、河川美化のための対策を講じる必要があります。

河川内の橋梁や樋門等の占用工作物については、出水時に治水上重大な影響が出ないように、新設・改築の際に占有者と十分協議し必要な対策を講じています。



九頭竜川 永平寺大灯籠流し
(永平寺町下浄法寺)

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 河川整備計画の対象区間

本整備計画の対象区間は、中流部ブロックに位置する県管理河川の全ての区間とします。

(表 4.1 参照)

表 4.1 中流部ブロック内の河川

河川名	河川延長(km)	河川名	河川延長(km)
九頭竜川 指定区間下流端 ～真名川合流点	20.600	日谷川	2.050
		宮前川	1.100
		鹿谷川	5.600
永平寺川	8.550	東がし川	0.850
犀川	3.800	滝波川	14.140
南河内川	1.800	杉山川	2.070
河内川	3.100	暮見川	3.500
岩屋川	5.230	浄土寺川	7.800
畝見川	2.800	大蓮寺川	2.670
古川	0.715	三室川	2.100
皿川	6.520	淀川	4.000
温川	2.000	女神川	7.200
野津又川	0.800		

4.2 河川整備計画の対象期間

本整備計画の対象期間は、概ね 30 年とします。

4.3 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

九頭竜川中流部には、治水安全度の低い河川・区間が多くあることから、沿川の集落等を洪水から守るために、治水安全度の向上を図る必要があります。

九頭竜川では、下流の国土交通省が管理する区間における改修計画（戦後最大規模の洪水である昭和 36 年 9 月洪水を対象）と整合をとりながら、災害発生の防止又は軽減のため、河道断面の拡大などを進めます。

支川については、洪水による再度災害発生の防止又は軽減のため、河道断面の拡大や貯留施設の建設などを進めます。河川工事にあたっては、現況の治水安全度や、過去の家屋浸水履歴、被災後対策の状況、現況流下能力の上下流バランスといった事項等を重視し、計画的に河川工事を実施する河川を選定します。河川整備の安全度は、想定氾濫区域内の資産等を勘案して河川毎に適切に設定します。

河川管理施設で老朽化等により所定の機能に今後影響が予測されるものについては、適切な維持管理により機能確保を行うとともに、洪水時等の迅速な対応ができるよう、住民への各種情報の提供や関係機関との連絡体制等を整備し、災害の発生や被害を軽減します。

開発行為に対しては、河川への流入水を短時間に集中させないために、流域の持つ保水機能を維持するよう開発者に指導します。

また、流域の団体や住民に対し、保水・遊水機能の維持・確保が図れるような土地利用や施設整備の誘導を行い、河川への流入を抑制することにより、総合的な治水対策に努めます。

4.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水の利用については、流況等を把握することにより、適正な水利用を管理し、流水の正常な機能を維持します。

河川の流量が減少し流水の正常な機能が維持されない場合には、流況を改善するための措置を講じます。

流量減少区間や濁水の長期化など取水による河川への影響については、関係機関等と連携し、実態を把握した上で、利水者との調整により改善策を講じます。

4.5 河川環境の整備と保全に関する目標

現在良好な状況を保っている水質については、現状を維持します。

河川に生息・成育する多様な生物に対しては、河川の自然環境に関する基礎データを収集・整理・評価し、問題箇所の改善策を進め、良好な河川環境を保全します。

河川工事の実施など人工的な改変においては、自然環境への影響を極力軽減します。

貴重なオープンスペースである河川空間については、歴史や文化等を背景とした現状の適正な利用を維持するとともに、地域住民等からの多様なニーズに対しては、自然環境の保全に配慮しながら対応していきます。

河川美化に関しては、ゴミの不法投棄を減らす施策、地域住民の河川愛護精神を啓発する施策を講じます。

5. 河川整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類および施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

図 5.1 に示す区間を対象に、計画的に河川工事を実施します。

また、現況流下能力が上下流区間に比べて著しく低く、過去に家屋浸水被害が発生している河川については、浸水被害を軽減するための措置を講じます。

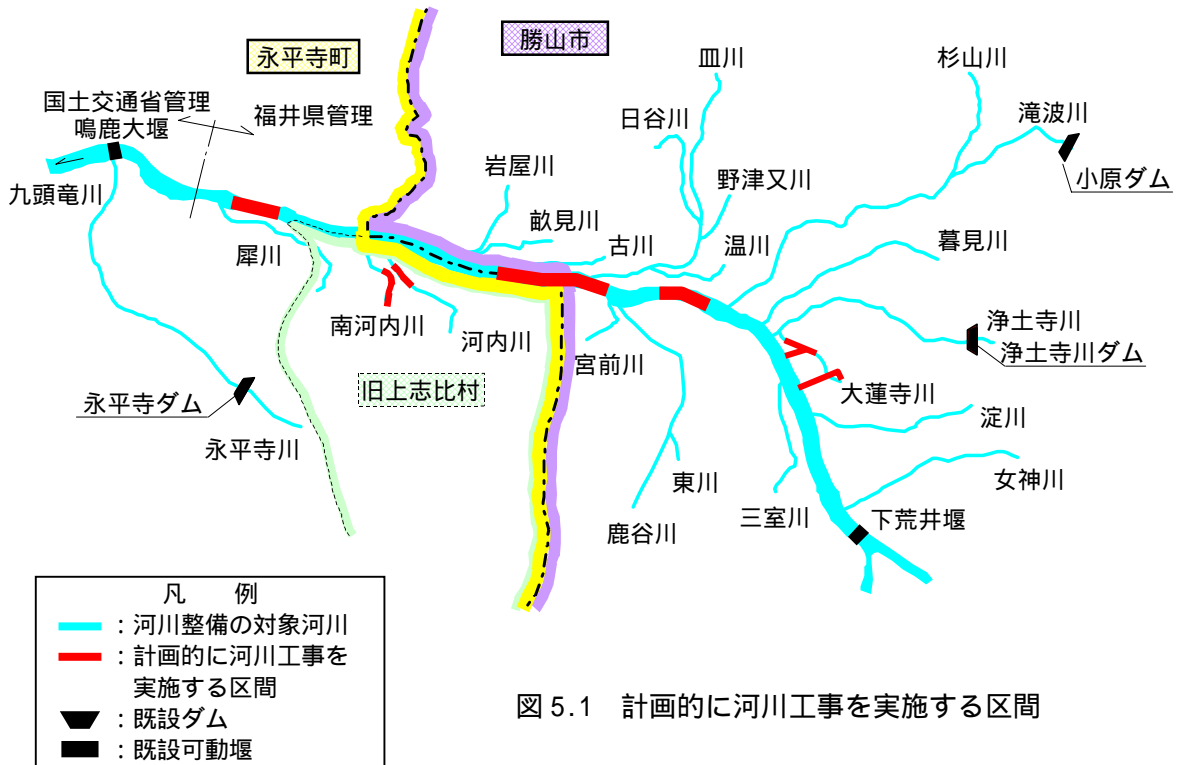


図 5.1 計画的に河川工事を実施する区間

河道計画等を作成するにあたっては、環境調査の結果や沿川状況を踏まえたうえで、自然環境の保全や河川の利用促進等のため、以下の事項に配慮します。

- ・動植物の良好な生息・生育環境の保全・復元（みお筋、瀬淵の形成、植生の早期回復等）
- ・人と河川との豊かな触れ合い活動の場の維持・形成（緩傾斜法面・階段の設置等）
- ・現況水利用の維持（既得取水や地下水利用への影響回避等）

河川工事の実施にあたっては、自然環境への影響を極力低減するため、以下の事項に配慮します。

- ・魚類の産卵時期等を避けた工事の実施（非出水期の工事实施等）
- ・施工時における濁水発生の防止（沈砂池の設置等）
- ・施工時における掘削残土の有効活用（関係機関との調整）

特に、河川に生息・生育する動植物に対しては、事業実施の際にも有識者等の意見を聞くなどして、護岸構造を決定するなど、良好な河川環境を維持・形成します。

また、工事の過程において、自然環境等に重大な影響が発生した場合には、原因調査と対策の検討を進め、工事計画に反映させます。

(1) 九頭竜川

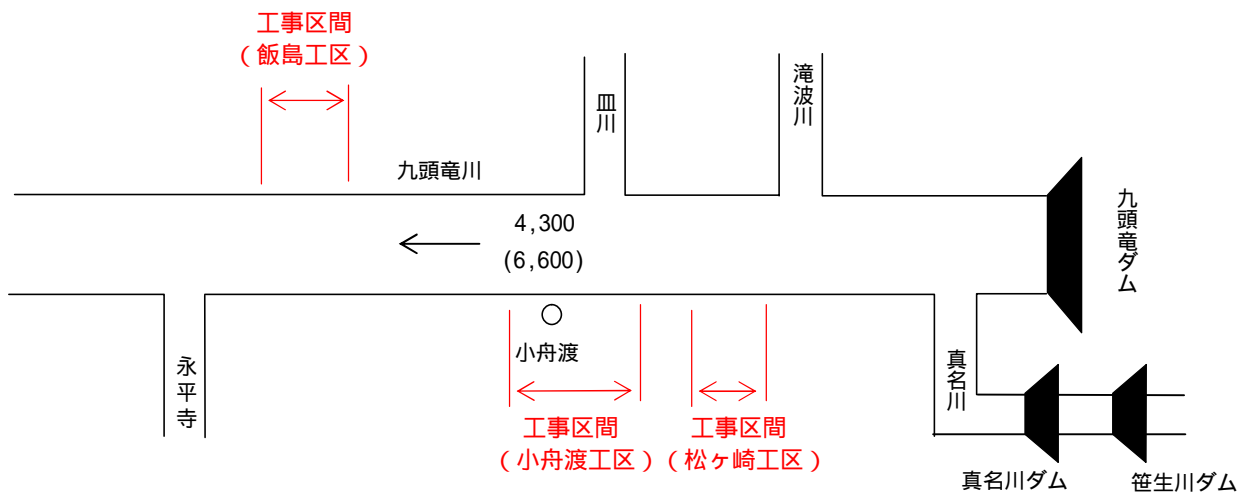
河川工事の目的：概ね 50 年に 1 回程度の確率で発生する降雨による洪水を安全に流下させ、沿川の家屋や公共施設等の浸水を防止します。

河川工事の場所：永平寺町飯島地先（約 800m 区間）、永平寺町藤巻地先（約 2,000m 区間）、勝山市荒土町松ヶ崎地先（約 1,000m 区間）の計約 3,800m 区間。

河川工事の種類：飯島工区 河道拡幅、河床掘削、護岸工
小舟渡工区 河道拡幅、河床掘削、護岸工
松ヶ崎工区 河道拡幅、河床掘削、護岸工

整備にあたり配慮する事項

：平常時の水位以上の部分を掘削するなどして、多様な生物の生息場となっているヨシ等の繁茂する水際や、ワンド等の改変を極力抑えます。



単位：m³/s

図 5.2 計画流量配分図

飯島工区

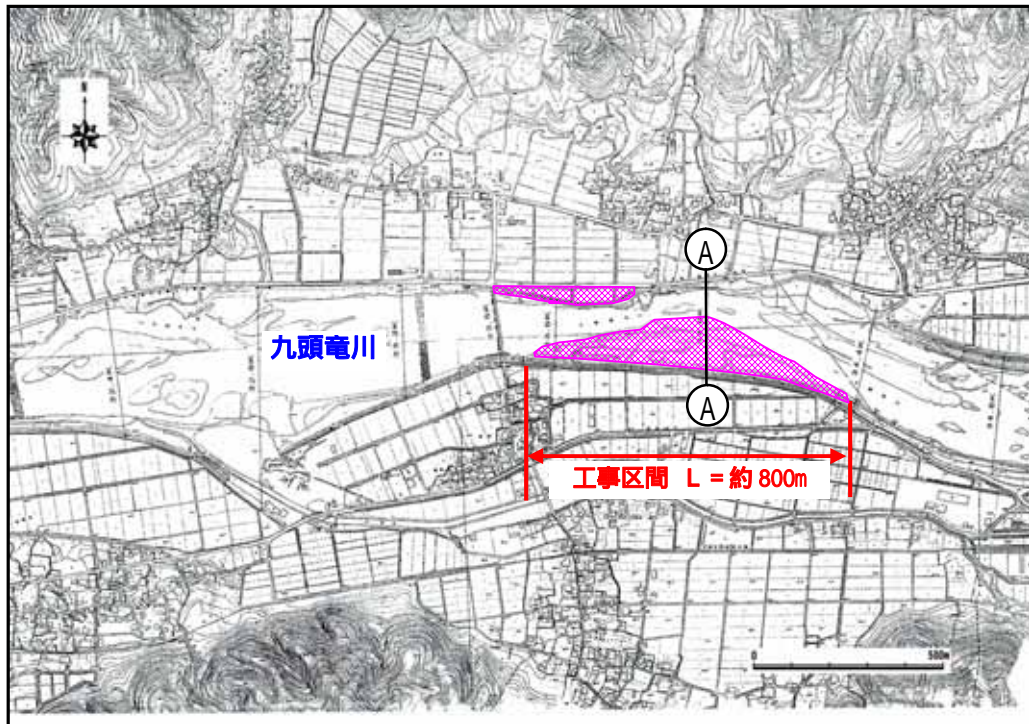


図 5.3 平面図

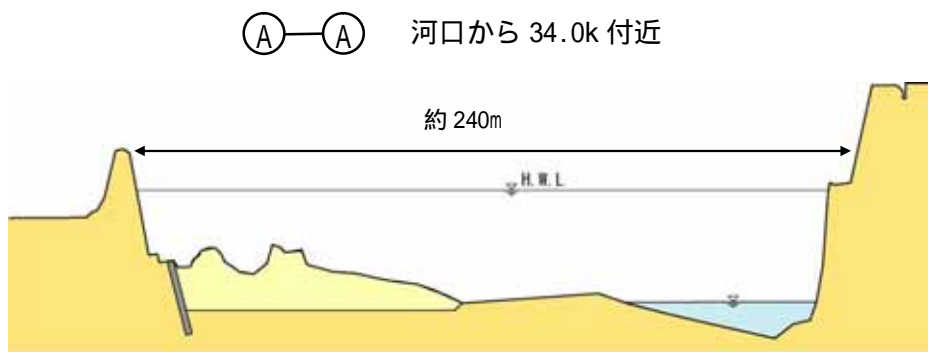


図 5.4 横断図 (イメージ)

小舟渡工区

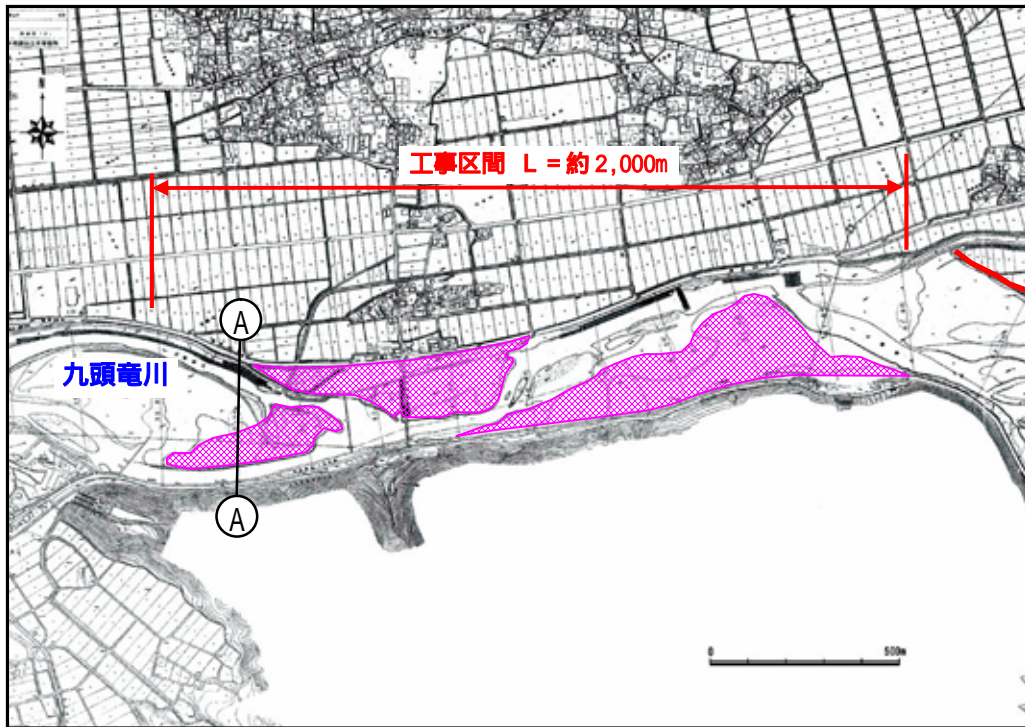


図 5.5 平面図

Ⓐ—Ⓐ 河口から 40.0k 付近

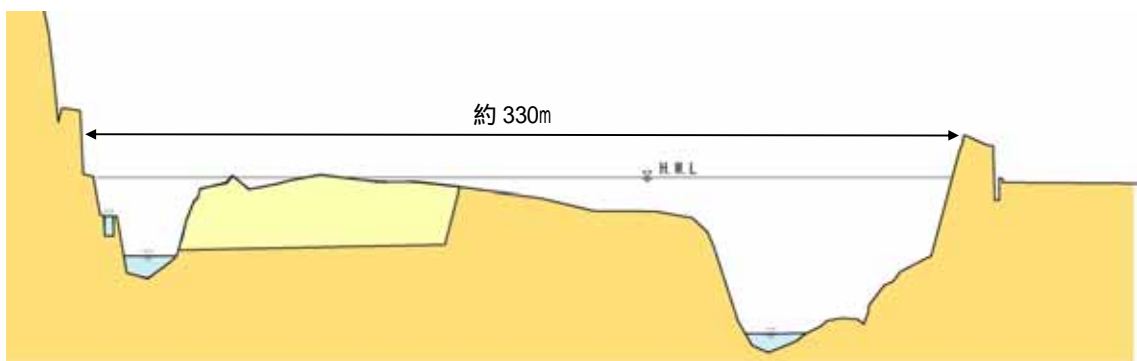


図 5.6 横断図 (イメージ)

松ヶ崎工区

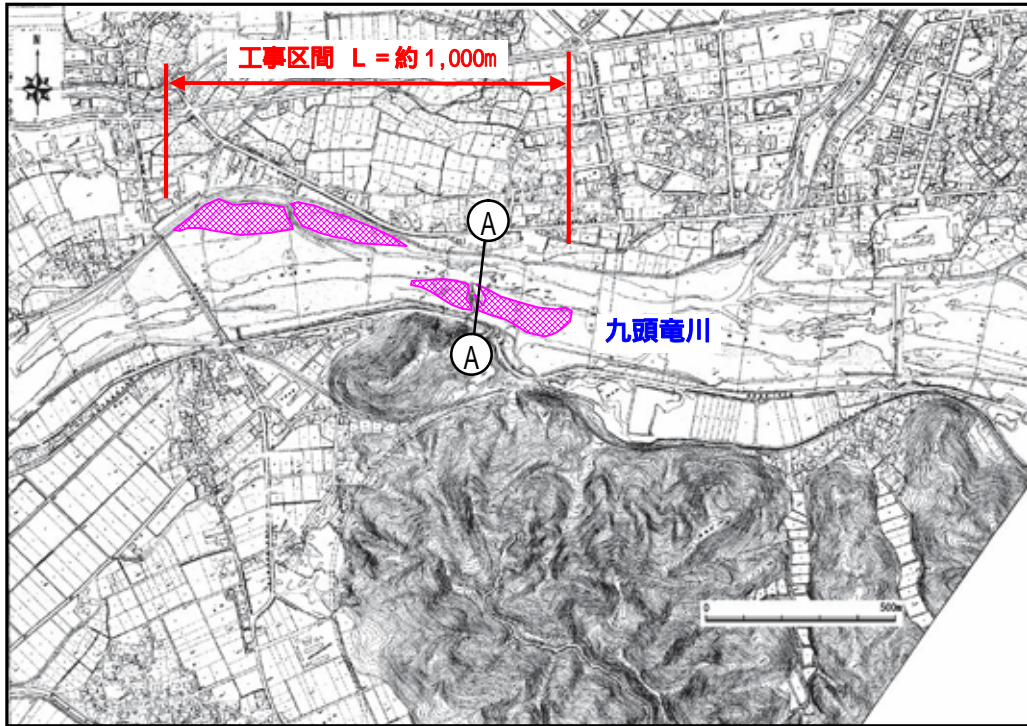


図 5.7 平面図



図 5.8 横断図 (イメージ)

(2) 南河内川

河川工事の目的：概ね 30 年に 1 回程度の確率で発生する降雨による洪水を安全に流下させ、栗住波地区、大月地区、山王地区における家屋や公共施設、鉄道等の浸水を防止します。

河川工事の場所：永平寺町山王地先（改修済み区間の上流端）～栗住波地先（河川区域の上流端）までの約 850m 区間。

河川工事の種類：河道拡幅、河床掘削、護岸工、護床工

整備にあたり配慮する事項

：付近に小中学校があることから、子供達が河川環境について学習できる場として活用できるように、護岸勾配を緩くするなど親水性を向上させます。

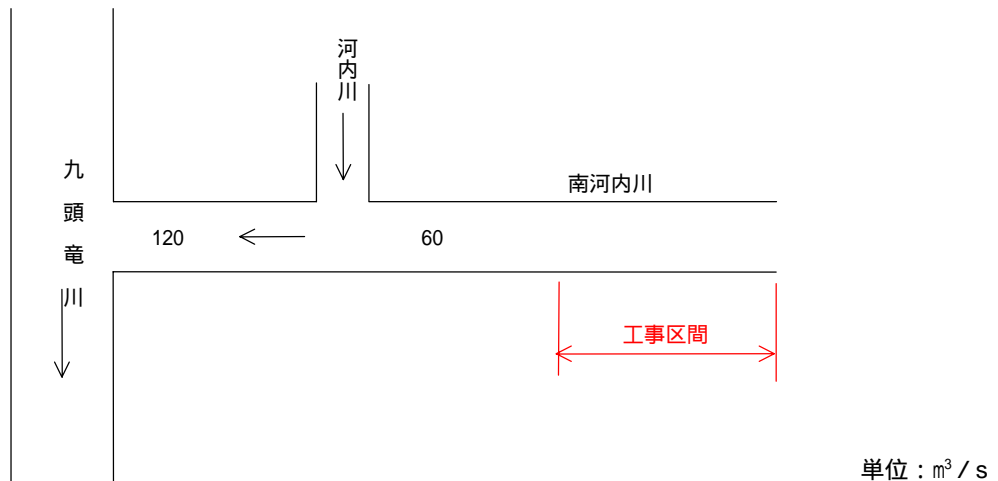


図 5.9 計画流量配分図

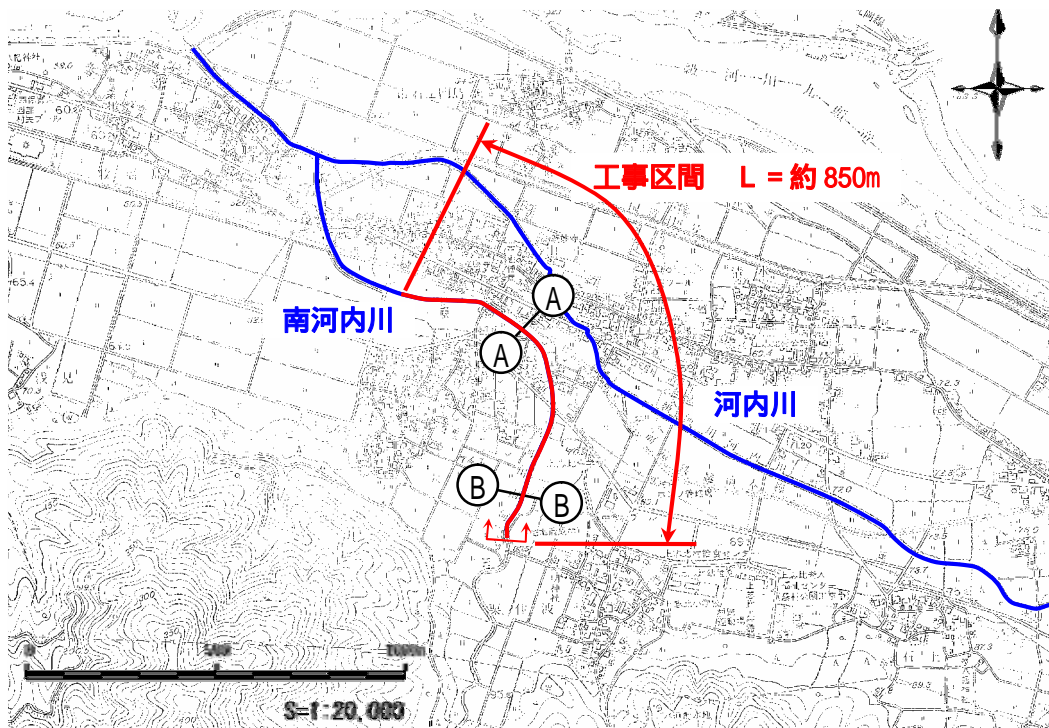


図 5.10 平面図

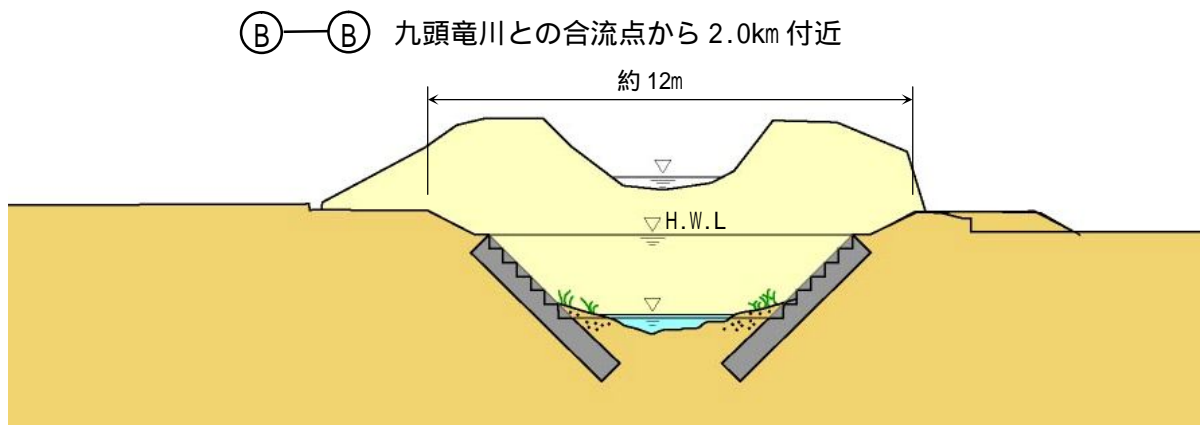
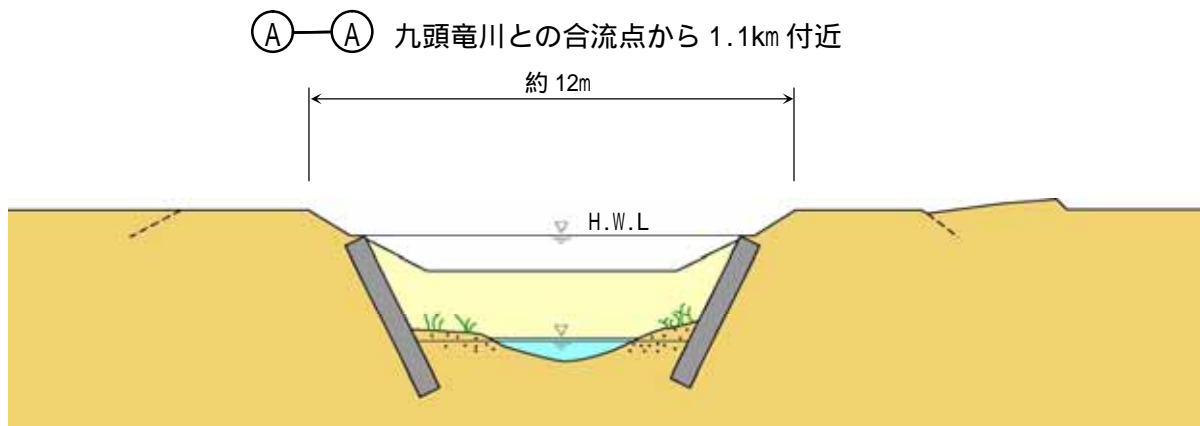


図 5.11 横断面図 (イメージ)

(3) 河内川

河川工事の目的：概ね 30 年に 1 回程度の確率で発生する降雨による洪水を安全に流下させ、旧上志比村の中心部である山王地区における家屋や公共施設等の浸水を防止します。

河川工事の場所：永平寺町山王地先（改修済み区間の上流端）～栗住波地先（栗住波川との合流点）までの約 280m 区間。

河川工事の種類：河道拡幅、河床掘削、護岸工

整備にあたり配慮する事項

：住宅密集地については、車や歩行者の通行など居住環境に極力影響を及ぼさないような工事工程、仮設工事を実施します。

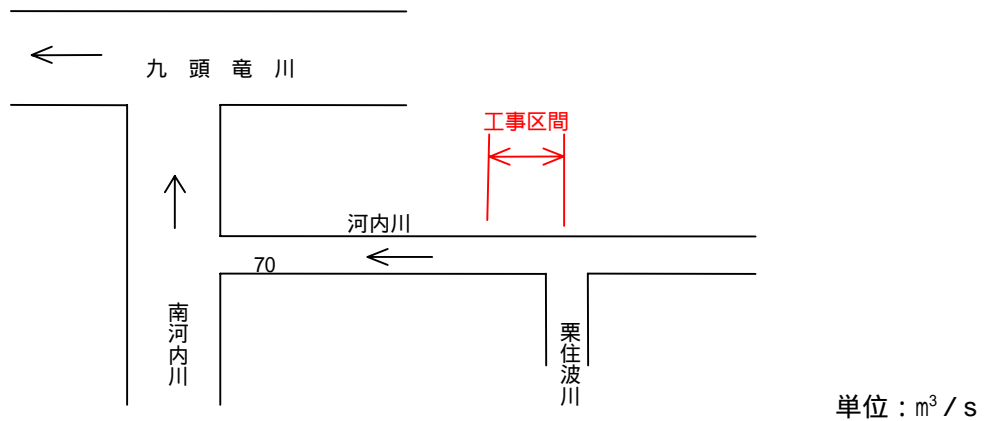


図 5.12 計画流量配分図

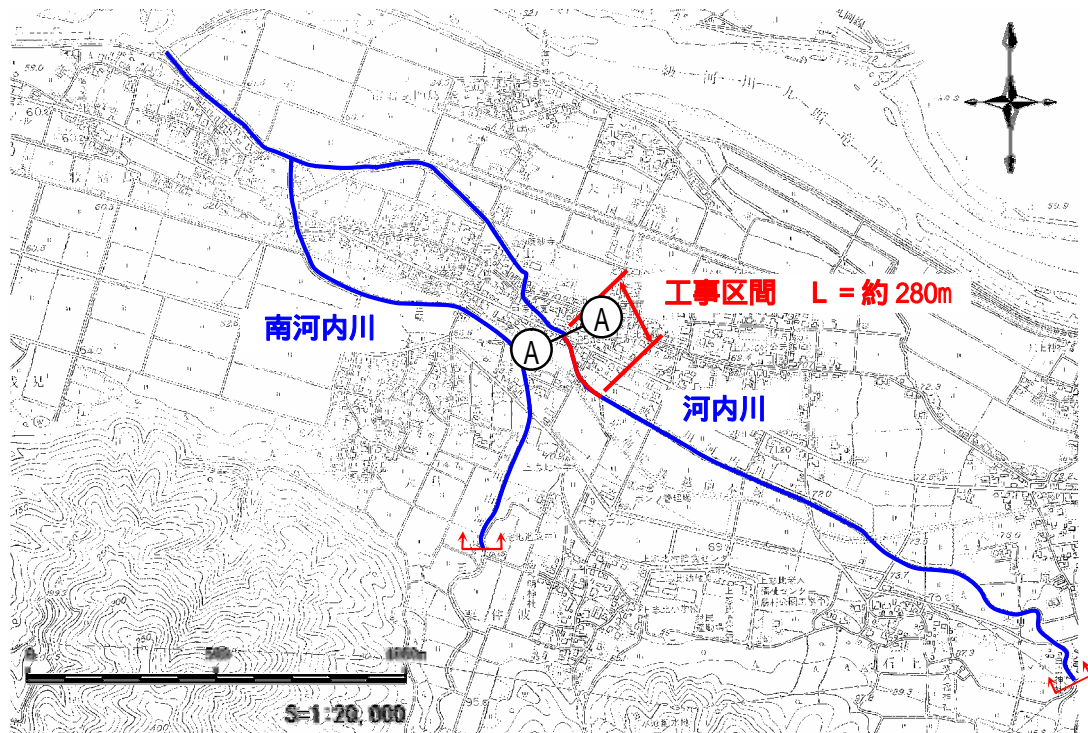


図 5.13 平面図

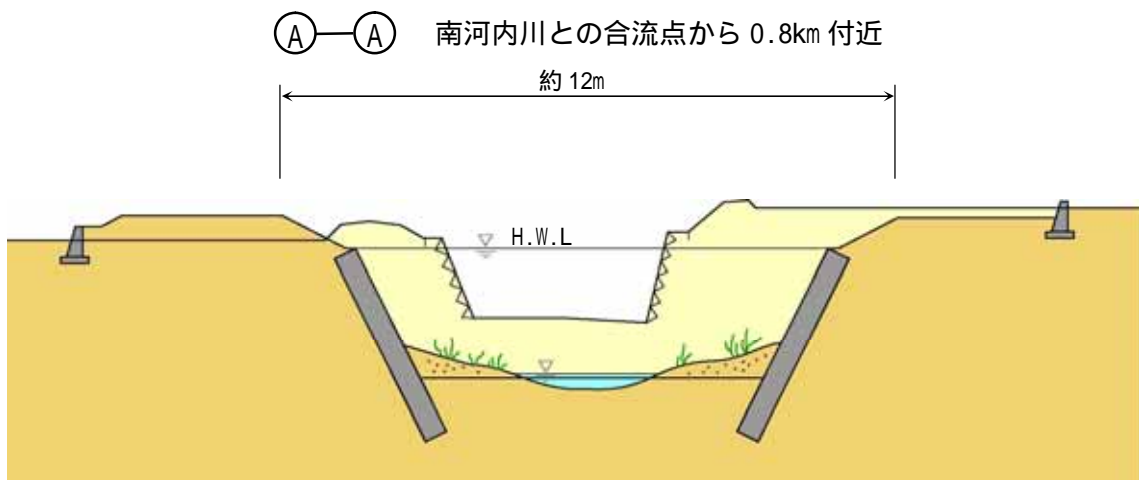


図 5.14 横断面図 (イメージ)

(4) 大蓮寺川

河川工事の目的：概ね 50 年に 1 回程度の確率で発生する降雨による洪水を安全に流下させ、勝山市の中心市街地における家屋や公共施設等の浸水を防止します。

河川工事の場所：勝山市栄町 2 丁目地先～昭和町 1 丁目地先（約 720m 区間）、勝山市本町 2 丁目地先～元町 1 丁目地先（約 820m 区間）、勝山市立川町 1 丁目地先～旭町 2 丁目地先（約 1,500m 区間）の計約 3,440m 区間。

河川工事の種類：河床掘削、護岸工、地下放水路

整備にあたり配慮する事項

：現川改修にあたっては、現在の良好な河川状況を大きく改変しないように努めるほか、周囲の景観との調和や生物の生息環境に配慮した整備を行います。

九頭竜川への放流口付近に位置する河川公園については、住民の利用に極力支障をきたさないような計画、施工を行います。

地下放水路上の道路の利用など居住環境に極力影響を及ぼさないような工事工程、仮設工事を実施します。

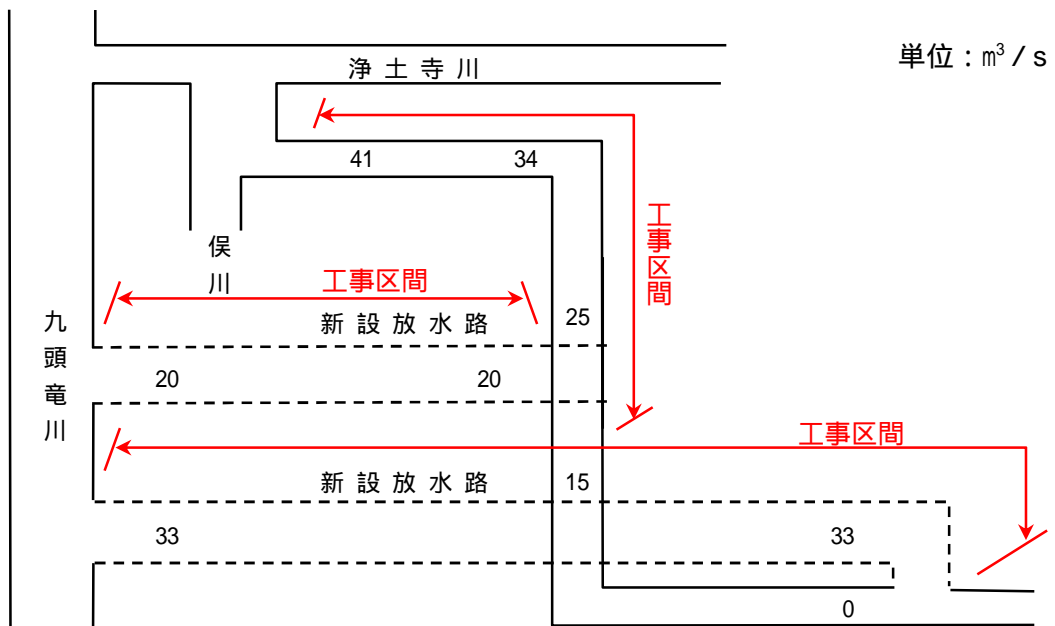


図 5.15 計画流量配分図

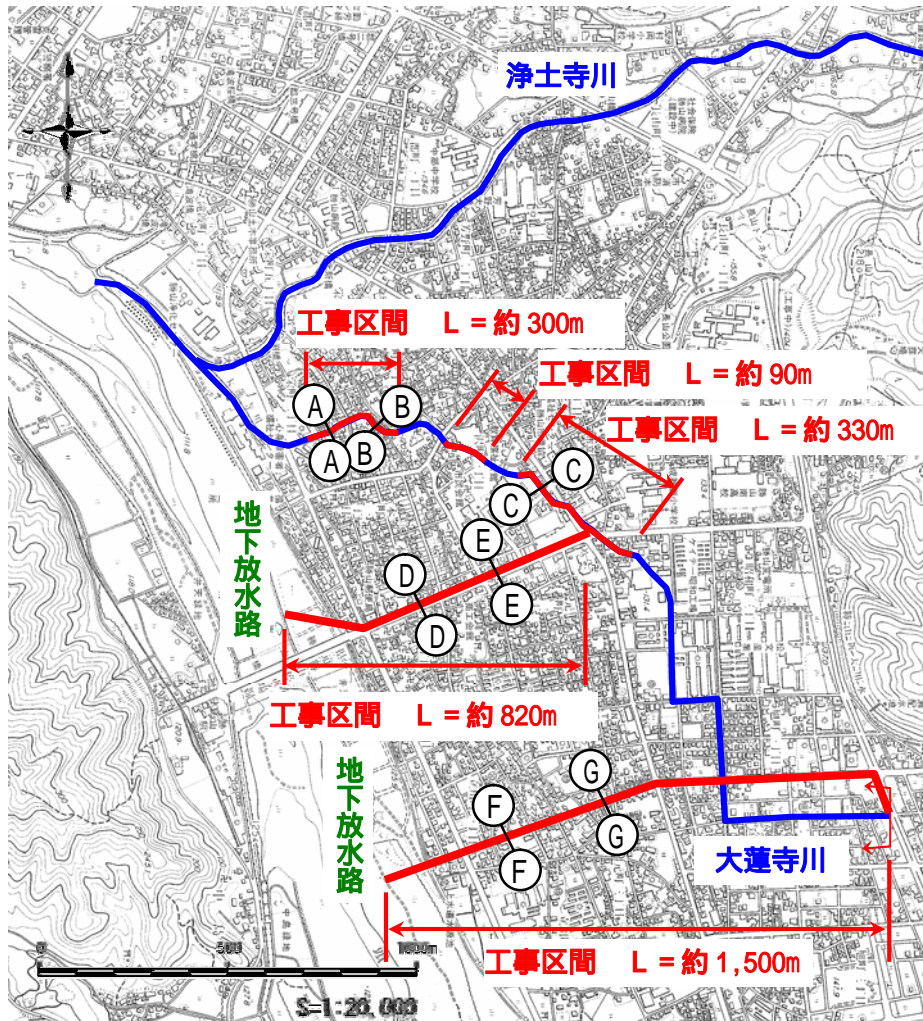


図 5.16 平面図

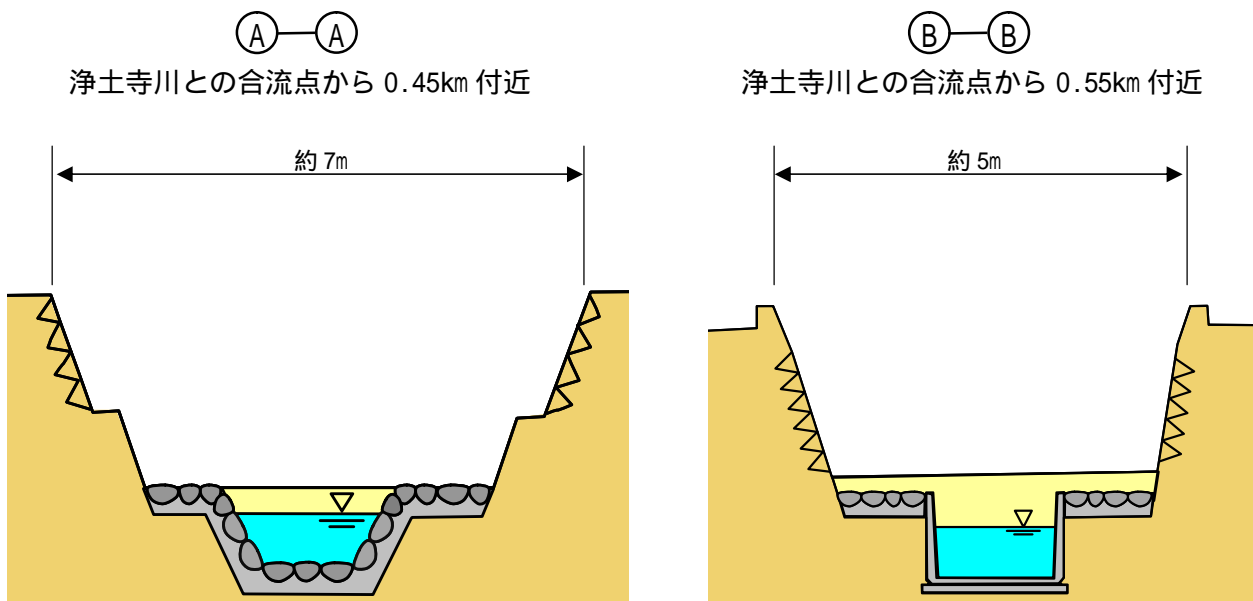


図 5.17 横断面図 (イメージ)

◎—◎ 浄土寺川との合流点から 1.1km 付近

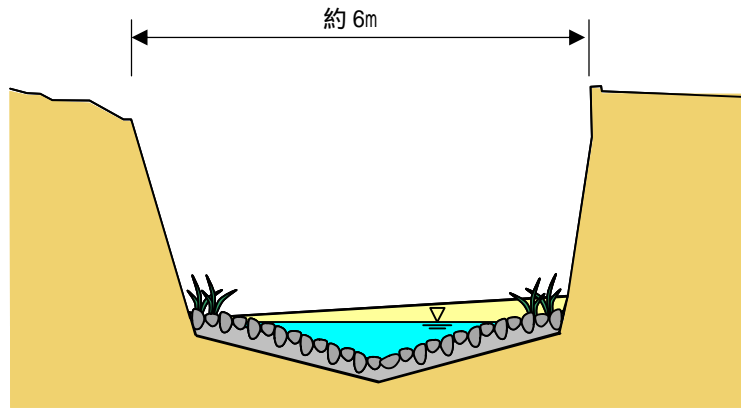
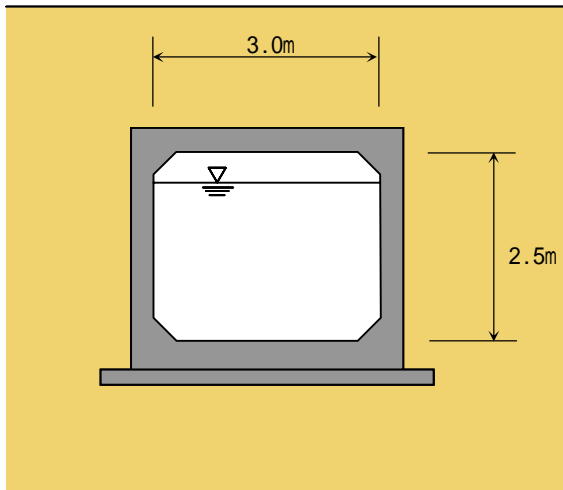


図 5.18 横断面図 (イメージ)

◎—◎

地下放水路 (元禄線)



◎—◎

地下放水路 (元禄線)

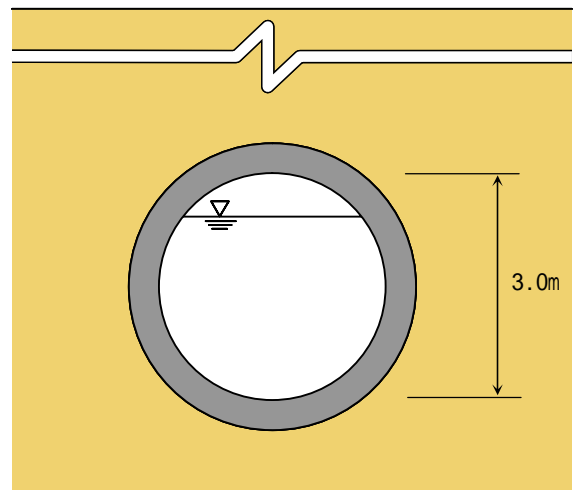
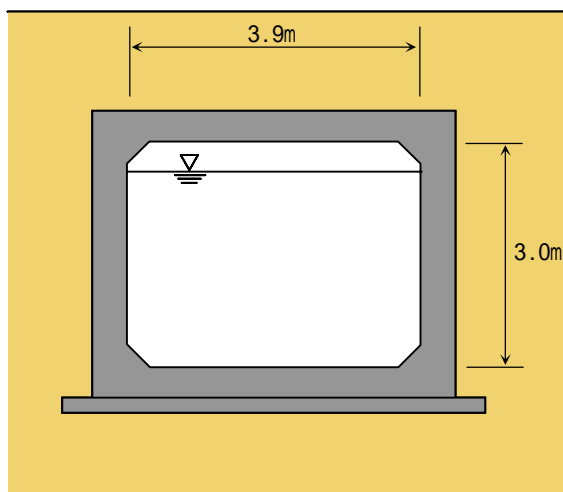


図 5.19 横断面図 (イメージ)

◎—◎

地下放水路 (立石線)



◎—◎

地下放水路 (立石線)

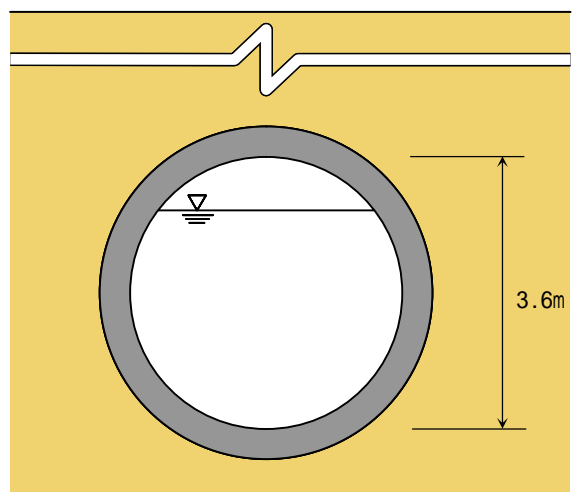


図 5.20 横断面図 (イメージ)

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理や災害復旧の実施にあたっては、治水・利水・環境の視点から調和のとれた機能を維持することを目的として、関係機関との調整や地域住民との連携をしつつ、下記の事項を実施します。

5.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

5.2.2.1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する維持管理

(1) 河川管理施設の維持管理

河川管理施設が洪水時に十分な機能を発揮できるよう河川施設の巡視を行うとともに、機能不足や機能低下したものについては、局部的な改良、復旧・修繕、機器の更新を行います。

洪水等の外力により河川管理施設に損壊等が生じた場合には、速やかに災害復旧や修繕等の対策を講じます。

永平寺ダムおよび完成後の浄土寺川ダムについては、操作規則等に基づき適正に操作するとともに、ダム本体、貯水池およびダムに関わる施設等を常に良好な状態に保つため、必要な計測、点検、整備、機器の更新および貯砂ダムの浚渫等を行います。

完成後の大蓮寺川放水路については、定期的な巡視により暗渠部における土砂・流木等の堆積の早期発見に努め、異常箇所に対しては速やかに修繕等の必要な対策を行います。



大蓮寺川 護岸被災 (勝山市元町)

(2) 河道の維持管理

洪水の流下を阻害する河道内の堆積土砂や流木、樹木群等については、河川環境への影響に配慮しつつ、災害防止の観点から、除去や拡大を防止する等、適正な対策を講じます。

河床低下により河川管理施設に影響が生じた場合については、実態を調査し、対策を講じます。

橋梁や樋門等の許可工作物については、出水時に治水上重大な影響が出ないように、新設・改築の際に占有者に対して十分な指導を行います。

(3) 防災機能の充実

防災活動の初期からの的確かつ迅速な対応が可能ないように、雨量・水位情報を集積する「河川総合情報システム」を構築するなど、防災機能を充実させます。

また、地域住民の防災意識を高めるため、平時から防災情報の提供等を行うとともに、水

防団等との情報交換、水防体制の維持・強化を図ります。洪水時は「河川総合情報システム」により、流域内の雨量や河川水位等の河川情報を収集し、地域住民へインターネット等で防災情報を提供します。

水防上重要な河川については、浸水想定区域等の情報を提供することにより、関係市町村のハザードマップ作成を支援します。



九頭竜川 水防演習（永平寺町谷口）

5.2.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する維持管理

(1) 水量の管理

流水の正常な機能を維持するため、流量観測等により日常的な水量を把握するとともに、必要に応じて地域へ情報を提供します。

河川水の利用を適正に管理するために、慣行水利権については、取水施設の改築時等に利水者と調整し、取水量報告が義務付けられる許可水利権への変更を進めます。

河川の流量が減少し流水の正常な機能が維持されていない区間においては、流況を改善するため、関係機関との調整を行います。

渇水に対しては、定期的に関係水利使用者との情報交換や意見交換を行うとともに、渇水時には、渇水による影響の軽減を図るため、関係機関への情報提供や収集を行い、円滑な渇水調整を進めます。

(2) 許可工作物の設置等への対応

河道内の取水堰等の占用工作物については、適正な運用・管理について監督するとともに、必要が認められる場合には、施設管理者に対して点検・修理等を指導します。

5.2.2.3 河川環境の整備と保全に関する維持管理

(1) 水質の監視

「九頭竜川水系河川水質汚濁防止連絡協議会」等において、水質に関する情報を収集するとともに、水質に対する住民の意識が向上するよう、啓発活動や広報活動に取り組みます。

水質事故等が発生した場合には、汚濁源や事故原因等の情報を把握したうえで、関係機関と協力して、被害の拡大を防止するため、事故原因者のもとで速やかに処理を



大蓮寺川 油流出対応（勝山市旭町）

実施するよう指導します。

濁水の長期化に対しては、ダム管理者や発電事業者に対策を要請するとともに、協力して改善策を進めます。

(2) 河川環境の保全

河川に生息・生育する多様な生物について、定期的に基礎データを収集・整理し把握に努めるとともに、河川環境の望ましい管理方法や河川工事に際しての配慮事項などを検討するための基礎資料とします。

現存する床止め工に対しては、魚類の移動の可否状況を調査し、改善が必要な施設については魚道の設置・改築等を行います。

河道内の樹木等については、繁茂状況を把握するとともに、洪水流下の阻害となる場合には、鳥類をはじめとした動物など周辺の河川環境への影響を十分に考慮したうえで、伐採、除草、保全等の維持管理を行います。

永平寺川と浄土寺川では、ダムの貯留水を利用して流水の正常な機能を維持するために必要な流量を河道に流すなど、河川環境の保全に努めます。

その他、河川の形状の変化に対して十分注意を払うとともに、動植物の生息・生育環境である瀬や淵をはじめとする河川環境を維持・保全します。

(3) 河川空間の適切な利用

地域住民からの河川空間利用に関する多様なニーズに対応し、利用者間の調整や治水・利水・環境に配慮した適切な河川管理を行います。

貴重なオープンスペースとしての高水敷の利用や、自然豊かな河川とのふれあい・体験学習の場としての利用等については、利用者のニーズを的確に把握した上で、地域の歴史・文化の尊重および自然との共生を前提とした整備を行います。

新たな工作物の設置については、治水・利水・環境の視点から支障をきたさないように対処します。老朽化の激しい占用工作物等については、災害の要因とならないよう、必要に応じて施設管理者に改築等の指導を行うとともに、河川環境に対する配慮もなされるよう指示します。

水と緑の良好な環境を維持していくために、地域住民の河川愛護精神を啓発する施策を行うとともに、河川内の不法投棄を減らすための河川巡視を行い、必要に応じゴミ投棄防止に関する看板の設置等の対応を講じます。



九頭竜川 イベント利用（永平寺町中島）

5.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

5.3.1 地域住民との協働

治水・利水・環境それぞれの分野において、積極的に地域住民や NPO 団体等との連携を図ります。

治水面では、水防団等と水防資材の整備状況等について日常から情報を交換し合うなど、相互の協力体制を維持するとともに、協働して出水期前の水防訓練の実施や洪水時等の対応を行います。また、水害に対する地域住民の認識を高めるため、防災情報の伝達、ハザードマップの公表等の危機管理施策について、関係自治体と協働して取り組みます。

利水面では、河川流量が少なくなった場合に、渇水協議会等を通じて広く節水を呼びかけるとともに、地域住民と協働して渇水時の対応を行います。

環境面では、住民参加による河川美化活動を推進するなど、地域住民と協働して良好な河川環境の保全に努めるとともに、体験型環境教育を通し、子供たちの河川愛護精神の啓発に取り組みます。また、地域住民と密接な関わりがある河川については、住民とともに計画の検討、実施、見直しを行う等、積極的に意見交換を実施し、協働して川づくりを進めていきます。



淀川 河川美化活動（勝山市毛屋町）

5.3.2 他機関、他施策との連携等

流域と一体となった総合的な治水をより充実させるため、関係機関との連絡調整を強化するとともに、道路・都市計画・砂防等の河川事業以外の事業と連携し、総合的に河川整備を進めます。